

京都市予算規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年 3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第137号

京都市予算規則の一部を改正する規則

京都市予算規則の一部を次のように改正する。

第3条中「理財局長」を「行財政局財政担当局長（以下「財政担当局長」という。）」に、「市長の」を「市長が」に改める。

第4条及び第4条の2中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

第5条を次のように改める。

（予算の見積もり）

第5条 予算の見積もりは、第3条の編成方針及び編成要領に従い、次に定める数値を用いて算定しなければならない。この場合においては、その算定の基礎及び方法を明らかにしなければならない。

- (1) 法令、別段の議決、契約等により定めがあるものは、その割合、数値又は単価
- (2) 種別又は員数が確定したものにあってはその数値、その他のものにあっては前年度の実績その他の事項に基づいて算出された適正な数値の最小値
- (3) 物品の単価は、最近の購入単価、最近の市場価格等に基づいて算出された適正な数値の最小値

2 予算の見積もりを算定した結果、附記及び節の金額に1,000円未満の端数があるときは、歳入にあってはその端数金額を切り捨て、歳出にあってはその端数金額を切り上げるものとし、附記及び節の金額の全額が1,000円未満であるときは、歳入にあってはその全額を計上せず、歳出にあっては当該附記及び節の金額を1,000円とするものとする。

第6条第1項中「理財局長」を「財政担当局長」に、「予算」を「翌年度予算」に、「行った」を「した」に改め、同条第2項中「理財局長」を「財政担当局長」に、「各部局」を「直ちに各部局」に、「直ちに当該部局」を「当該各部局」に改める。

第7条第1項中「場合」を「とき」に改め、同条第2項中「長は、」の右に「前項の」を加え、「理財局長」を「財政担当局長」に改め、同条第3項中「長は、」の右に「第1項の」を加え、「は、理財局長に合議したうえ」を「、財政担当局長に合議し」に、「総務局長」を「行財政局長」に改める。

第8条第1項中「理財局長」を「財政担当局長」に、「前条」を「前条第2項」に、「これ」を「これら」に、「総務局長」を「行財政局長」に改める。

第8条の2中「理財局長」を「財政担当局長」に、「総務局長」を「行財政局長」に改める。

第9条を次のように改める。

(予算の通知)

第9条 財政担当局長は、予算が成立したときは、直ちに各部局の所掌に係る予算及び公営企業に係る予算を当該各部局の長及び公営企業の管理者に通知しなければならない。この場合において、財政担当局長は、市会の議決に係る予算書の謄本を送付することによりその通知に代えることができる。

第12条第1項中「理財局長」を「財政担当局長」に、「予算執行」を「予算の執行」に、「必要な」を「必要があると認める」に改め、同条第2項中「理財局長」を「財政担当局長」に、「調書を徴し、又は」を「調書を提出させ、又はその」に、「報告を徴し」を「報告を求めるほか」に改める。

第13条中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

第14条第1項中「第13条」を「第13条第1項」に、「以降」を「以後」に、「理財局長」を「財政担当局長」に改め、同条第2項中「理財局長」を「財政担当局長」

に改める。

第15条第1項本文中「の執行」を「に係る予算」に改め、同項ただし書中「理財局長」を「財政担当局長」に、「急施を必要」を「緊急に当該事業を施行する必要がある」に、「この」を「, この」に改め、同条第2項中「主として当該事業の」を「部局の長は、主としてその」に、「理財局長」を「財政担当局長」に改め、「なければ」の右に「, 当該事業に係る予算を」を加える。

第16条第1項中「理財局長」を「財政担当局長」に改め、同条第2項中「理財局長」を「財政担当局長」に改め、「よる要求」の右に「の内容」を加え、同条第3項中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

第17条第1項中「長」の右に「(別に定める担当局長を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第2項及び第3項中「理財局長」を「財政担当局長」に改め、同条第4項中「必要最少限度」を「必要最小限度」に改める。

第18条中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

第19条第1項中「理財局長」を「財政担当局長」に改め、同条第2項中「理財局長」を「財政担当局長」に、「総務局長」を「行財政局長」に改める。

第20条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「予め理財局長」を「, あらかじめ財政担当局長」に改め、同条第1号中「負担附寄附または」を「負担付きの寄附若しくは」に、「及び」を「, 又は」に改め、同条第4号中「2年度以上」を「2以上の会計年度」に改め、同条第5号中「または」を「又は」に改め、同条第6号中「異例に属する」を「異例な」に改める。

第21条中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

第22条第1項及び第2項中「理財局長」を「財政担当局長」に改め、同条第3項中「理財局長」を「財政担当局長」に、「総務局長」を「行財政局長」に改める。

第23条及び第25条中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(理財局財務部主計課)